

5. 空き家バンク（空き家活用報奨金）

◆事業内容

売買および賃貸を希望する空き家の所有者からの情報を集約し、利用希望者へ紹介します。

地域づくり協議会又は町会を通じて空き家の売買又は賃貸借契約が成立したときに、報奨金を交付します。

◆登録できる空き家

以下のすべてを満たすこと

- (1) そのままか、多少の修繕で居住できるもの。
(市指定不動産事業者による空き家調査の結果を受け、市が判断します。)
- (2) 主として居住を目的とする家屋で、玄関、居室、便所、台所その他居住に必要な機能を備えるもの。

◆補助対象

事前に「七尾市空き家バンク協力団体」として市に登録した地域づくり協議会又は町会

◆補助金額(1物件1回に限る。)

10万円

◆注意事項

- (1) 所有者と利用者が3親等以内の親族または姻族ではないこと。
- (2) 物件の仲介・契約は、市指定不動産事業者が行います。
- (3) 相続や登記が必要な場合は、相続登記等が完了した後の登録になります。
- (4) 土地のみの場合空き家活用報奨金の対象外になります。

◆その他

「移住定住専用ポータルサイト（能登半島ななおで暮らす）」から申請書などをダウンロードできます。

<http://www.city.nanao.lg.jp/nanaokurashi/myhome/bankforrent.html>

◆申請・お問合せ先

産業部産業振興課 TEL 53-8565

メールアドレス nanaokurashi@city.nanao.lg.jp